

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐことで、子ども達が一日快適に生活できるよう、下記の感染症について登園許可書の提出をお願いいたします。

園児氏名 \_\_\_\_\_

該当疾患に○	疾患名	登園停止期間の基準 *以下の基準に基づき、主治医が判断する
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が、かさぶたになるまで
	流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	結核	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	咽頭結膜熱 （プール熱・アデノウイルス感染症）	主な症状が消失した後2日経過するまで
	流行性角結膜炎（はやり目）	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師等において、感染のおそれがないと認められるまで
	腸管出血性大腸菌感染症 （O157など）	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	伝染性膿痂疹（とびひ）	皮疹（ひしん）が乾燥していること。医師の指示に従う

上記の疾患は他児への感染のおそれはないと判断したので、  
 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日より登園をしてよいことを証明します。

証明日： \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日 医療機関名 \_\_\_\_\_

医師名 \_\_\_\_\_ 印

厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン」より ※一部「学校保健安全法施行規則準用

※ 登園許可書と登園届の2種類がありますので、お間違えのないようお願い致します。

**必ず保育士に手渡ししてください。**